

産業振興 大船渡港に外貨コンテナ定期航路開設

港 湾 課

大船渡港に本県初の外貨コンテナ定期航路※が開設され、4月21日に第1船が入港しました。

※ 外貨コンテナ定期航路

コンテナ定期航路とは、週1便、2便といったように決まった期間で、決まった寄港地を通る海上輸送航路のことです。「外貨」とは、文字どおり外国との貿易による航路です。

大船渡の場合は、韓国の興亜海運(株)という船会社が、週1回、大船渡港と韓国の国際的な中枢港である釜山港を結びます。

船は、1週間かけて、釜山港から福島県の小名浜港を経由して大船渡港に寄港、大船渡港から仙台塩釜港を経由して釜山港に戻るというルートです。

大船渡港からは、県内陸部の工業団地で製造された工業製品や気仙沼方面の水産品などの輸出が見込まれていますが、運ばれた荷物は、釜山港を拠点に中国、東南アジア、ヨーロッパ、アメリカなど世界各国へと輸出することができます。また、輸入品としては、木材や雑貨類などが見込まれていますが、各国からの荷物が釜山港を経由して大船渡港に入ってきます。

航路が開設されるまで

航路の開設に当たっては、地元大船渡市を中心とした経済界の方々が「大船渡国際港湾ターミナル協同組合」を設立したうえで、コンテナ荷役のためのクレーンを整備しました。一方、県では、外貨用の船を受け入れるため、新しいグレーン用に岸壁補強を行ったり、警備を強化するためのコンテナターミナルのフェンス、照明、監視カメラ、また、冷凍コンテナ電源などを整備するなど、官民一体で開設実現に向けた準備を進めてきました。

そして、去る3月1日に増田知事(当時)立ち会いのもと、興亜海運の崔(チェ)社長と甘竹大船渡市長との間で、「覚書」が交わされ、航路の開設が決定したものです。

旅客フェリーと異なり、コンテナ定期航路は県民の方々にはなじみが薄いかもかもしれませんが、航路が開設されることにより、県内企業の製品の搬入搬出にかかる物流コストが低減し、企業競争力の強化や雇用の拡大、新規企業立地に波及するなど、産業の振興に大きく貢献することが期待されます。

また、貨物を陸上輸送から海上輸送にシフトすることで、CO₂の発生量が削減され、地球温暖化防止に寄与することも期待されます。



コンテナ船とターミナル全景



コンテナ積み込み作業